



第2編 基本構想

第1章 目指すまちの姿

第2章 計画の基本フレーム

第3章 計画の推進に向けて

第1章 目指すまちの姿

第1節 まちの将来像

平成18年（2006年）2月に誕生した永平寺町。合併から10年余りが経過し、2万人の町民のふるさとにふさわしい基礎的自治体としての基盤は強固なものとなりました。

中学生を対象としたアンケートでは、「今の住んでいる永平寺町が好き」という回答が7割近くを占め、安心・安全なまちであることや自然が豊かで美しいまちであることが評価されています。町民のアンケートでは、理想の永平寺町を連想する言葉として「安心・安全」と「便利さ」の割合が特に高く、40歳代以下の若い世代では「快適さ」や「育む」の割合も高くなっています。

これからも社会情勢の変化に的確に対応するとともに、まちづくりに携わる人々が同じ目標に向かって協働しながら取り組むことが重要であり、将来を担う子どもたちや、現在このまちで暮らす町民、これから町民になろうとする人も、心から「住み続けたい」「住んでよかった」といえるようなまちを築いていくことが大切です。

このまちの「自然」や「歴史・文化」の豊かさに気付き、今ある資源やまちに愛着をもつ「人」を大切に育てるとともに、これらを地域の魅力につなげ、10年後、20年後も、私たちや私たちの子や孫の世代が大好きなふるさととして「めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ」を創造していきます。

◆未来を創る◆

めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ

第2節 まちづくりの基本目標

将来像を実現するため、まちづくりの基本目標を次のように定めます。

(1) 豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた人づくり

地域全体で子どもの育ちと子育て家庭を支援するとともに、学校、家庭、地域が一体となった教育力の向上を図り、豊かな人間性を育む子育て支援の推進を目指します。

町民が生涯を通じて学びやスポーツ活動の機会を得ることで一人ひとりの潜在能力を伸ばし、その成果を適切に活かすことができるまちづくりを進めます。

また、本町の豊かな自然環境や先人達が培ってきた地域の文化を大切に保全し、次世代へ継承していきます。

(2) 健康で心がふれあうやさしいまちづくり

町民誰もが生涯にわたり元気で、心穏やかに住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを目指します。

お互いに支えあえる環境を目指すとともに、高齢者や障害者など支援を必要としている人に適切なサービスを効果的に提供することができる体制の充実を図ります。また、町民が自身の健康について考え、健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境づくりを進めます。

(3) 安心して安全に暮らせるまちづくり

災害に備え、事故や犯罪の起きにくい地域づくりに、町民と行政などがまちぐるみで取り組み、暮らしに不安のない、住みよい環境を目指します。

先人によって守られてきた豊かな自然環境を後世に引き継ぎ、また、快適な住環境を確保するため、町民一人ひとりが環境保全や美化に対する意識を高めながら、行政、町民、事業者、関係団体などが協働して環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

(4) 地域の価値を高め、賑わいのあるまちづくり

交通ネットワークの整備により高まる立地条件、地域資源、地域性を最大限に生かしながら、企業誘致や新たな産業の育成を進めます。

観光、農林水産業、商工業などの連携した振興により、経済活動が町内で循環するように地域産業の活性化を図るとともに、幅広い世代に対応した新たな就労機会を創出し、賑わいのあるまちづくりを目指します。

(5) 快適でうるおいのある美しいまちづくり

町民が快適に暮らすことができるように、公園・緑地の整備や多様なライフスタイルに応じた居住環境への支援、美しく親しめる水環境の実現に努め、うるおいのある快適なまちづくりを目指します。

道路と公共交通網は、周辺市町とのネットワーク化を進め、町内の往来に利便性の高いまちづくりを目指します。

(6) 新しいつながり・絆でひらく、連携と協働のまちづくり

町民の主体性を尊重し、町民と行政が相互の信頼と理解に基づいた協働のまちづくりを目指します。

誰もが地域社会の一員として、人と人のつながりを持ち、地域の様々なコミュニティ活動や交流活動を通じて、多様な価値観や異なる文化への理解を促進し、互いに尊重しあえるまちづくりを目指します。

(7) 健全な財政運営に向けて

限られた財源の中で効率的かつ効果的な行財政運営を推進していくため、事務事業の見直しや公共施設の更新、統廃合、長寿命化などの行財政改革を強く推し進め、町民ニーズを的確に捉えながら、町民と行政がともに歩み健全で自立したまちづくりを目指します。

第3節 将来像実現に向けた計画の体系

将来像の実現に向けて、7つの分野別の基本目標を掲げ、施策の展開を図ります。



総合振興計画の体系

第1章 豊かな人間性と文化を育む、 ゆとりに満ちた人づくり

第1節 子育て支援の充実

- (1) 子育て支援の拡充
- (2) 出会い、結婚、出産への支援
- (3) 助成制度の充実
- (4) 保育サービスの充実
- (5) 学童保育の充実
- (6) ひとり親家庭の支援

第2節 家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 地域の子ども育成環境の向上
- (3) 青少年健全育成事業の推進

第3節 生涯学習の充実

- (1) 生涯学習の充実
- (2) 図書館事業の充実

第4節 生涯スポーツの推進

- (1) 生涯スポーツの振興
- (2) 体育スポーツ環境の整備

第5節 学校教育環境の充実

- (1) 教育内容の充実
- (2) ふるさとに学ぶ教育の充実
- (3) 教育施設の整備

第6節 地域文化の振興

- (1) 芸術文化活動の支援
- (2) 歴史・文化資源の整備
- (3) 生活文化・地域文化の伝承

第2章 健康で心がふれあう やさしいまちづくり

第1節 生涯を通じた健康づくりの推進

- (1) 健康意識の高揚
- (2) 保健センター機能の充実
- (3) 健康管理体制の充実
- (4) 母子保健事業の充実
- (5) 心の健康づくりの推進

第2節 地域医療体制の推進

- (1) 地域医療の充実

第3節 地域福祉の推進

- (1) 地域福祉の推進
- (2) ボランティアの育成

第4節 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者の社会参加の促進
- (2) 地域包括ケアシステムの推進
- (3) 介護予防事業の充実

第5節 障害者(児)福祉の充実

- (1) ノーマライゼーションの推進
- (2) 障害者(児)福祉サービスの充実
- (3) 障害者(児)の社会参加の推進

第6節 安定した社会保障制度の推進

- (1) 社会保障制度の適正な運営
- (2) 社会保障制度に関する周知・啓発

第3章 安心して安全に暮らせる まちづくり

第1節 自主防災組織と連携した 災害対策の充実

- (1) 防災体制の充実
- (2) 防災活動の推進、意識の高揚
- (3) 防災安全環境の整備
- (4) 治山・治水対策の強化

第2節 消防・救急体制の充実

- (1) 消防・救急体制の整備
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 消防団体制の整備

第3節 交通安全対策の強化

- (1) 交通安全意識の高揚
- (2) 交通安全施設の整備

第4節 防犯活動の強化

- (1) 防犯活動の強化

第5節 自然環境の保全、生活環境の確保

- (1) 環境保全の推進
- (2) 循環型社会の構築
- (3) 新エネルギーの導入推進

第4章 地域の価値を高め、 賑わいのあるまちづくり

第1節 観光の振興

- (1) 観光資源活用の推進
- (2) 広域観光の推進
- (3) 地域情報発信の推進

第2節 農林水産業の振興

- (1) 農業生産基盤の強化
- (2) 経営対策の強化
- (3) 園芸作物の産地化・ブランド化
- (4) 林業経営体制の強化
- (5) 内水面漁業の振興

第3節 商工業の振興

- (1) 商工業の振興
- (2) 地域産物の販路拡大への支援

第4節 雇用環境の充実

- (1) 雇用環境の充実
- (2) 企業誘致の推進

第5章 快適でうるおいのある 美しいまちづくり

第1節 道路網の充実

- (1) 幹線道路網の整備
- (2) 生活道路網の整備
- (3) 雪に強い道路事業の推進

第2節 公共交通の充実

- (1) えちぜん鉄道の支援
- (2) マイレール意識の高揚
- (3) バス交通体系の整備

第3節 景観の保全・形成

- (1) 景観づくりの推進
- (2) 秩序ある土地利用の推進

第4節 快適な住宅の整備促進

- (1) 定住の促進
- (2) IJUターンの受け入れ環境の整備
- (3) 町営住宅の整備
- (4) 既存住宅への支援
- (5) 空き家対策・有効活用

第5節 上水道・下水道の充実

- (1) 安全で安定した給水の確保
- (2) 下水道施設の効率化

第6章 新しいつながり・絆で ひらく、連携と協働のまちづくり

第1節 参画と協働による

まちづくりの推進

- (1) 町民参画の促進
- (2) 広聴活動の充実
- (3) 広報活動の充実
- (4) 情報公開の充実

第2節 地域活動の活性化・活動支援

- (1) 地域交流活動の推進
- (2) 広域連携・異業種間交流の推進

第3節 若者が参画する

まちづくりの推進

- (1) 若者・学生のまちづくりへの支援

第4節 人権の尊重

- (1) 人権教育・啓発活動の推進

第5節 国際交流の推進

- (1) 国際交流の推進
- (2) 多文化共生の推進

第6節 男女共同参画社会の推進

- (1) 共に生きる意識づくり
- (2) 共に活躍できる環境づくり
- (3) 共に安らぐ生活づくり
- (4) 推進体制づくりの充実

第7章 健全な財政運営に向けて

第1節 安定した財政運営の推進

- (1) 財源の確保・効率的な活用
- (2) 財政運営の効率化

第2節 効率的・効果的な

行政運営の推進

- (1) 行政機構の適正化
- (2) 適正な定員管理
- (3) 広域連携の推進

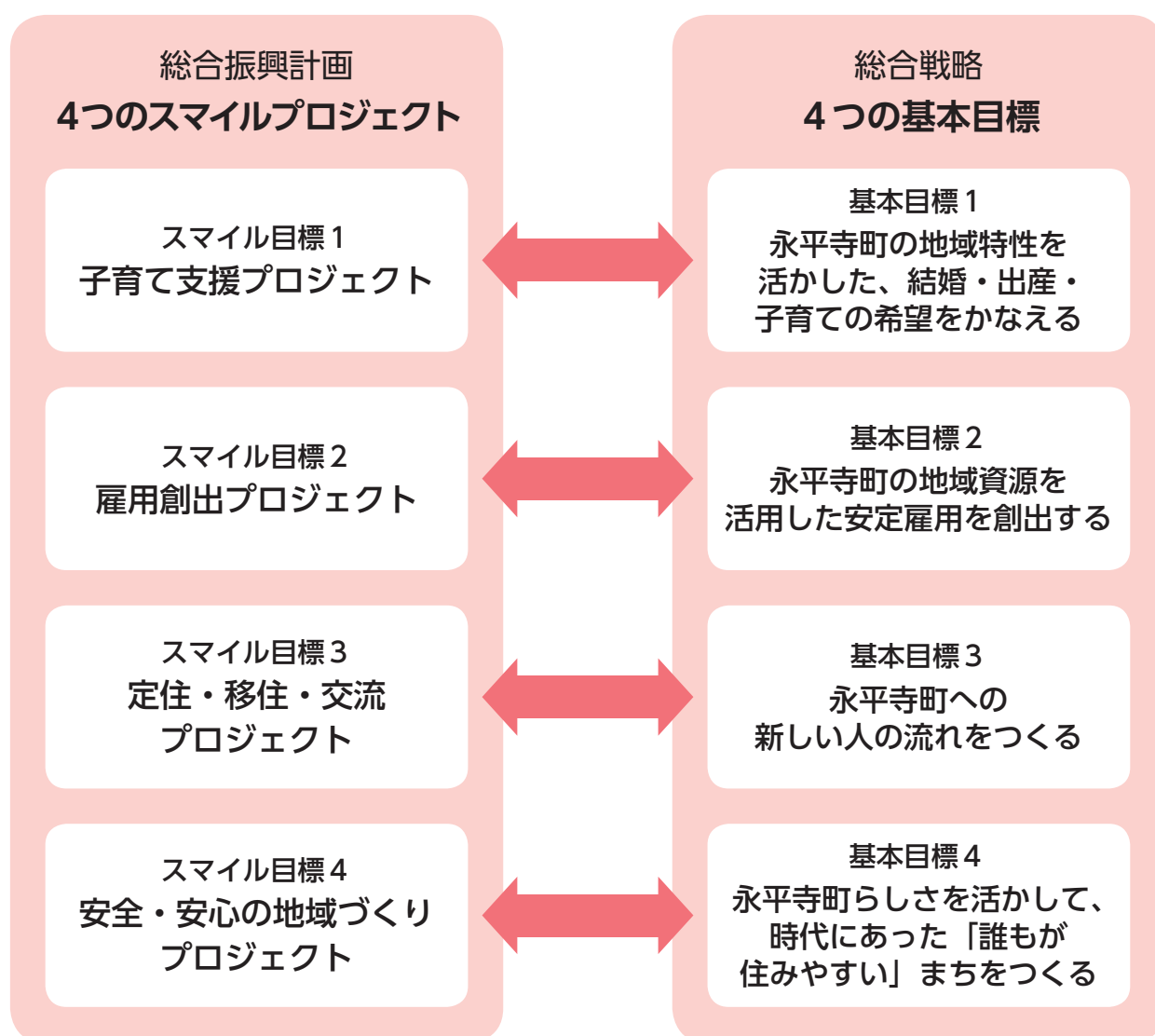
第3節 行政サービスの向上

- (1) 窓口サービスの向上
- (2) 職員資質向上の推進
- (3) 電子自治体の推進

第4節 スマイルプロジェクト(連携プロジェクト)

本町では平成27年(2015年)10月に地方創生を推進するための戦略である「永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。総合戦略では、子育て世代が流入する環境づくりのための、結婚・出産・子育て支援の強化を出発点として、教育・学術研究機関などをはじめとした多様な地域資源を積極的に活用しつつ、新たな雇用の機会を確保し、あわせて、魅力あるまちづくりを進めることで、全体として人を呼び込むことを基本目標(戦略の4つの柱)として、集中的に取り組んでいます。

そこで、総合振興計画と一体的な推進を図り、連携した施策を展開するため、また10年後、町民が明るい笑顔であふれるまちを目指して、前期5年間(平成29～33年度)に戦略的に取り組むべき施策として、総合戦略をスマイルプロジェクト(連携プロジェクト)に位置づけます。



スマイル
目標 1

子育て支援プロジェクト

永平寺町の地域特性を活かした、結婚・出産・子育ての希望をかなえる

「永平寺町の地域特性を活かした、結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ため、積極的な結婚対策の実施や、3世代同居率が高いという永平寺町の世帯構造を活かした子育てにやさしいまち、子育てと仕事が両立できるまちを目指した施策を進めます。

【政策の方向性】

- ①子育て支援サービスのさらなる充実
- ②地域全体での子育て環境の整備
- ③最適な情報提供を進めるための結婚・出産・子育てネットワークの強化

スマイル
目標 2

雇用創出プロジェクト

永平寺町の地域資源を活用した安定雇用を創出する

「永平寺町の地域資源を活用した安定雇用を創出する」ため、経済状況や社会構造の変化に対応できるよう、地域資源を活用した産業の振興や企業誘致と、永平寺町の地域特性や強みを活かした雇用の創出を行います。

特に、恵まれた交通環境、歴史文化資源、豊富な自然環境を踏まえ、インバウンド需要の拡大や今後の北陸新幹線福井延伸の機会も活かし、観光産業の振興による新たな雇用の拡大を目指します。

また、福井大学や福井県立大学などの立地を活かし、産学官連携による産業振興も進めていきます。加えて、こうした産学官連携による地域企業支援、起業支援なども積極的に進めていくとともに、農業の担い手不足にも対応していきます。

【政策の方向性】

- ①産学官連携の推進
- ②農商工連携の推進
- ③観光産業の振興

スマイル 目標 3

定住・移住・交流プロジェクト

永平寺町への新しい人の流れをつくる

「永平寺町への新しい人の流れをつくる」ため、大学や専門学校、附属病院の立地といった強みを十分に活かすまちづくりや子育てや教育に重点をおいた施策を行い、住みよいまちづくりを進めます。

また、学生参画によるまちづくりをとおして、学生にとって魅力あるまち、多くの若い人々が交流するまちを目指します。活気に満ちた、若い世代にとっても魅力あるまちを目指し、交流人口や転入者の増加を図ります。そのための、永平寺町の魅力発信の強化も進めていきます。

【政策の方向性】

- ①産学官連携の推進
- ②定住促進
- ③情報発信力の強化

スマイル 目標 4

安全・安心の地域づくりプロジェクト

永平寺町らしさを活かして、時代にあった「誰もが住みやすい」まちをつくる

生活に必要な日常サービス（医療・介護、福祉、教育、買物、物流、燃料供給）にアクセスしづらい状況を改善するため、自治会間の連携を進めるとともに、集落間や集落とサービス拠点間を結ぶ、地域鉄道、路線バスやコミュニティバスなどの公共交通機関の再編を進め、歩いて行けるまちづくりを目指します。さらに、「小さな拠点」、「暮らしの拠点」となりうる施設での公共サービスやボランティア活動を推進します。

【政策の方向性】

- ①地域間連携の推進
- ②産学官連携の推進

第2章 計画の基本フレーム

第1節 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）の将来推計人口によると、平成52年（2040年）の永平寺町の総人口は、平成22年（2010年）から3,325人減少（比率で16%の減少）して17,325人になると推計しています。年齢階級別構成比を比較すると、後期高齢者の人口割合が高くなる一方で、0歳から39歳までの人口割合が大きく低下する推計となっています。

また、平成27年（2015年）国勢調査（確報値）19,883人を使用した人口ビジョンによる独自推計をみると、さらに人口が減少する結果となりました。そこで、不可避である人口減少傾向を受け止めながら、出生数や転入数の増加などに寄与する施策や事業を推進することで、人口減少を抑制し、計画の目標年次である平成38年（2026年）は19,200人を目指します。

【H27年（2015年）】

19,883人

※国勢調査（確報値）

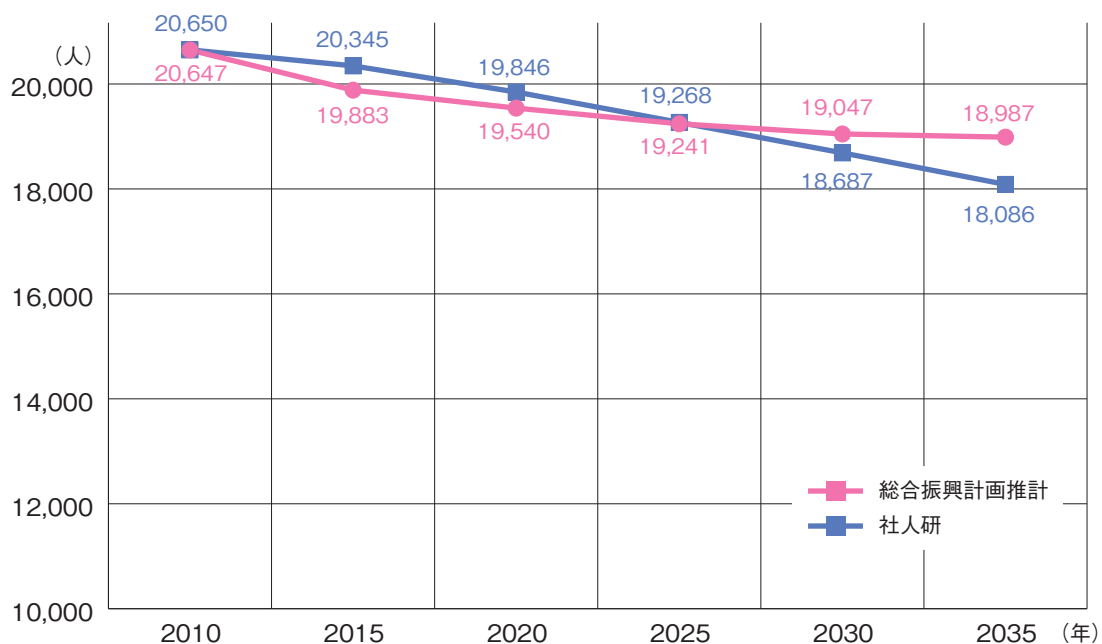


【H38年（2026年）】

19,200人

※総合振興計画目標値
（国勢調査）

【永平寺町の将来推計人口】



第2節 土地利用構想

土地利用については、地形条件等を基本として、町域を市街地地域、田園地域、森林地域に分類し、それぞれ固有の特徴や資質を活かしたまちづくりを進めていきます。
また、これまでのまちづくりの経緯や社会潮流、広域的にみた本町の位置づけなどを踏まえつつ、計画的かつ重点的に軸や拠点の整備と強化を図ります。

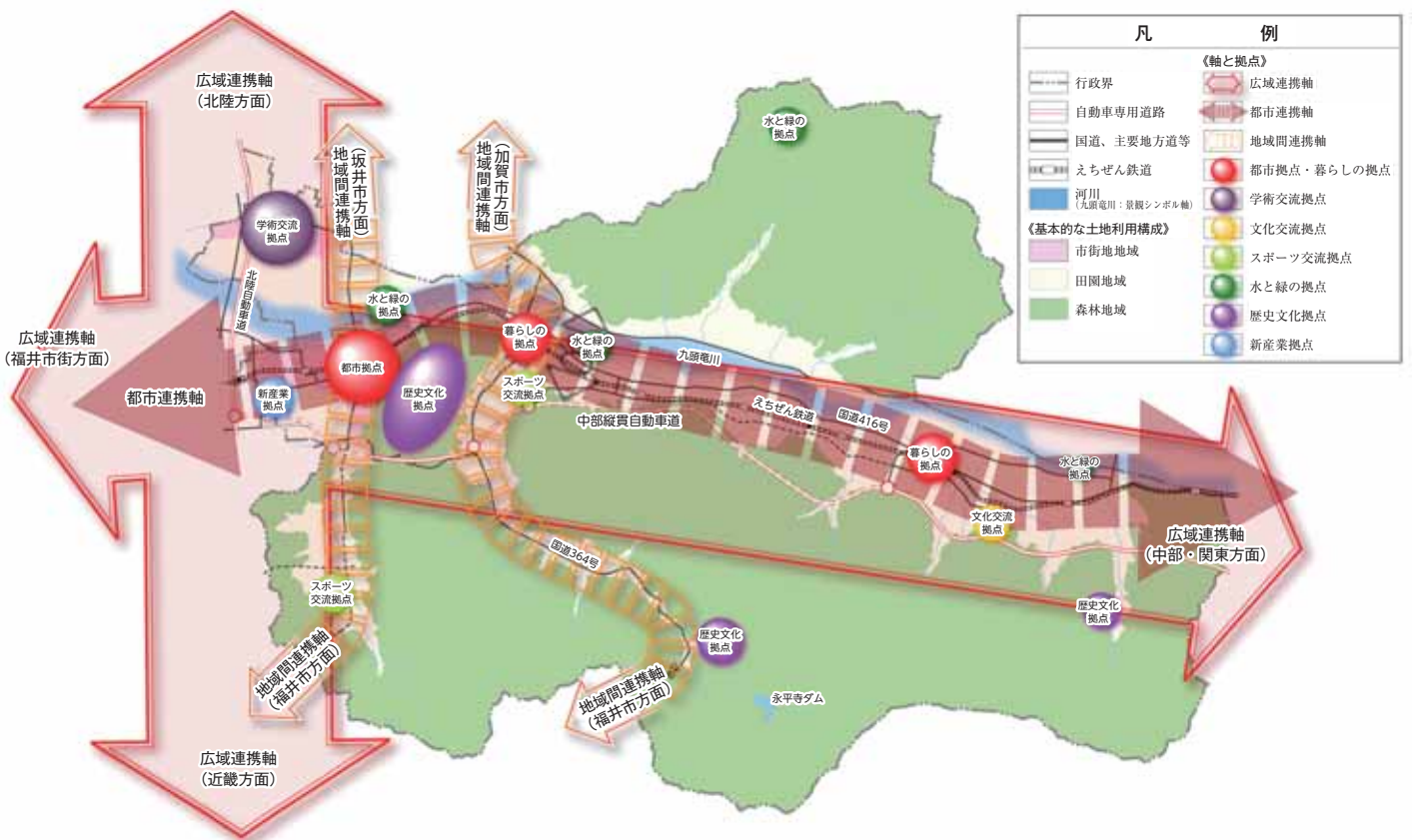
(1) 土地利用の基本的な考え方（永平寺町都市計画マスタープラン）

＜市街地地域＞

- ・松岡市街地（市街化区域）は、本町の中心市街地として都市サービス機能や行政・文化サービス機能の利便性を高めるとともに、コンパクトで住みやすい生活空間を創出します。
- ・御陵市街地（用途地域）は、学術研究都市として、地域に開かれた学びの場となる交流拠点の創出などの充実を図り、多様な人が学び、集う環境づくりを進めます。

＜田園地域＞

- ・九頭竜川の沿岸に形成された優良な農地は、背後の森林地域と一体となって、本町を特徴づける景観要素として適切に維持と保全を図ります。
- ・農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持しつつ、田園風景との調和を図ります。
- ・永平寺市街地や上志比市街地は、日常生活に不可欠なサービス機能の利便性を確保しつつ、安全で快適な住環境の創出と沿道環境の整序を図ります。



≪森林地域≫

- ・眺望景観の対象として、また緑が有する多面的な機能に配慮しつつ、調和の取れた保全と活用を進めます。
- ・松岡古墳群一帯は眺望を活かした歴史体験型レクリエーション機能の充実および魅力づけを、蔵王山～松岡総合運動公園一帯は散策空間づくりを目指します。

(2) 軸と拠点の配置方針

軸と拠点の配置	基本方針
≪広域連携軸≫ 北陸自動車道 中部縦貫自動車道 道の駅禅の里	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸自動車道は、関西・北陸方面を、中部縦貫自動車道は中部・関東方面を結ぶ、広域的な人や物の流れを支える広域連携軸として位置づけます。
≪都市連携軸≫ えちぜん鉄道 国道416号	<ul style="list-style-type: none"> ・えちぜん鉄道、国道416号は、都市内の連携を促進するとともに、広域連携軸から都市内の移動へと誘う軸として位置づけます。
≪地域間連携軸≫ 国道364号 中川松岡線 栃神谷鳴鹿森田線 牧福島市荒川線 他	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携軸を補完し市町間の連携を強化する南北の軸として位置づけ、広域的な連携や地域間連携を推し進める機能の強化を促進します。 ・隣接都市および都市内の連携を強化する道路として位置づけ地域間連携を進める機能の強化を促進します。
≪景観シンボル軸≫ 九頭竜川	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県を代表する河川景観の保全を図るとともに、親水的活用を促進します。
≪都市拠点≫ 永平寺町役場 松岡駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場やえちぜん鉄道松岡駅などが集積立地する都市拠点は、より一層、多様な都市機能の集積を目指すとともに、魅力と活力が感じられる拠点づくりを進めます。
≪暮らしの拠点≫ 永平寺支所 永平寺口駅周辺 上志比支所、山王駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・各支所、永平寺口駅、山王駅周辺は、行政サービスや生活関連機能の維持と強化を図り、町民の便利で快適な日常生活を支える拠点づくりを目指します。
≪学術交流拠点≫ 福井県立大学 福井大学医学部周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・大学や専門学校の集積を活かし、一体を学術、情報、交流の拠点として位置づけ、町内外の人が集い、語り、学ぶ場として、魅力的で文化的な空間づくりを目指します。

軸と拠点の配置	基本方針
≪文化交流拠点≫ 禅の里温泉 サンサンホール周辺	<ul style="list-style-type: none"> 福祉、文化、スポーツなどの機能が近隣に集積する環境を活かし、アクセス性の高い、誰もが集いやすい空間づくりを目指します。
≪スポーツ交流拠点≫ you meパーク B&G海洋センター周辺 永平寺緑の村周辺	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人々が多様な目的で楽しめるスポーツ・レクリエーションの拠点として、眺望や景観が際立つ空間づくり、誰もが集いやすい空間づくりを目指します。 文化、スポーツなどの機能が複合する環境を活かし、アクセス性の高い、誰もが集いやすい空間づくりを目指します。
≪水と緑の拠点≫ 松岡河川公園周辺 永平寺河川公園周辺 中島河川公園周辺 浄法寺山青少年旅行村	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽に楽しめる水と緑の拠点として、アクセス性の向上や機能充実、周辺環境と一体となった良好な景観づくり、視点場づくりを目指します。
≪歴史文化拠点≫ 大本山永平寺周辺 松岡公園および 松岡古墳群周辺 吉峰寺周辺	<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史と文化を後世に継承するための魅力的な空間形成を図っていきます。 特に、大本山永平寺周辺においては、沿道の集落、門前街、背後の山々と一体となって、福井県を代表する観光地として、誇り高い景観づくりに積極的に取り組みます。
≪新産業拠点≫ 福井北ジャンクション ・インターチェンジ 周辺など	<ul style="list-style-type: none"> 当面は良好な田園景観の保全に努めつつ、中部縦貫自動車道開通時の社会情勢を勘案しながら、秩序ある土地利用と玄関口としてふさわしい景観形成を図ります。

第3章 計画の推進に向けて

第1節 進行管理の仕組み

本計画を着実に推進していくため、進行管理の仕組みを整備します。

(1) PDCAサイクルによる進行管理

本計画を着実に推進していくため、事務事業評価システムを活用して、成果指標に基づく達成状況の検証を行うとともに、PDCAサイクルに基づく進行管理により、効率的・効果的な行政経営につなげます。また、計画の進行管理にあたっては、外部（町民や学識経験者など）の視点を積極的に取り入れた仕組みを構築し、透明性や客観性を高めることにより、計画の実効性を確保します。

(2) 予算・財政計画との連動

施策や事業の優先度の決定、実施手法の検討などを行い、基本計画と財政計画との連動や実施計画と予算との連動を図りながら、戦略的に財源や資源の適正配分などの取組みを推進します。

第2節 計画の推進体制

本計画を推進するための体制を整えます。

(1) 協働と連携による計画推進の体制

町民、関係団体、事業者などの積極的な参加と参画を促進するとともに、行政との適切な役割分担を行いながら協働によるまちづくりを進め、より効果的な計画の推進を図ります。

(2) 庁内における計画推進の体制

施策を担当する部署の責任の明確化を図るとともに、各部署間、職員間における情報共有、適切な連携による取組みを推進します。

(3) 広域行政の推進

少子・高齢化の進行や厳しい財政状況などに対応し、行政サービスの維持と向上を図るため、観光、産業の活性化をはじめ、交通、医療、福祉などの分野において、国や福井県、近隣市町との連携と協力により、広域的な施策展開を推進します。



合併10周年記念式典



町民まちづくり会議